



2026年1月27日 (火)

積み残しの消費税問題、「早期に現実的な解決を」 医業コンサル協・青木氏

2026年1月27日 4:30

長年にわたる課題となっている医療機関の控除対象外消費税問題を巡り、昨年末に政府が決定した2026年度税制改正大綱でも抜本的解決には至らなかった。日本医業経営コンサルタント協会の税制専門分科会委員長を務める青木恵一氏は、早期に現実的な解決を図る必要があると訴える。

控除対象外消費税に関して、日本医師会や四病院団体協議会などは、診療所は非課税のまま診療報酬上の補填を継続しつつ、病院は軽減税率による課税取引に改めることを求めている。コンサルタント協会も同様の趣旨の提言をまとめている。

青木氏は、消費税の本的な在り方を考えれば、他業種と同じように「病院も診療所も分け隔てなく原則課税とするのが抜本的解決」だと指摘。ただ、累次にわたる消費税率の引き上げや、近年の急激な物価上昇などによって医療機関の経営への影響が大きくなり、「看過できなくなっている」と強調。医療現場への影響に配慮し、診療所は非課税で病院は課税とすることを「現実的な解決方法」だと訴えた。

控除対象外消費税は経費にすることが可能だ。大型医療機器の購入や病院の建て替えなどの設備投資で生じる高額な消費税は、5年以上の期間で経費にすることと定められている。青木氏はこうした背景から「特に病院が非常に重い負担になっている」と指摘。病院は課税取引に改めることで、消費税の清算を可能にすべきだとした。「物価高、建築資材の高止まりによって問題が大きくなっている」と述べた。

他方、高額な設備投資のない診療所の控除対象外消費税は基本的に1年で経費計上ができるため、「消費税の清算はできないが経営へのショックは病院ほど大きくない」と説明。概算経費特例を利用した簡便な経理をしている診療所もあり、仕入れの本体価格と消費税を分ける税抜き経理が必要な課税取引への移行は「経理が大変になるため難しい」との認識を示した。

原則課税にした場合に、補填分の診療報酬が引き下げられ、医療機関の経営へ影響が及ぶことも懸念した。診療所は非課税で病院は課税とすることで「医療機関の経営が改善し、地域医療の安定につながるのではないか」と述べた。

消費税は最終消費者が支払う間接税のため、本来は事業者が負担することはない。しかし社会保険診療は非課税のため患者に消費税の請求ができず、控除対象外消費税として医療機関の負担になっている。この負担を現在は診療報酬で補填しているが、補填にはらつきがあることなどが指摘されている。 (久保 駿太郎)

All documents,images and photographs contained in this site belong to JIHO,Inc.

Use of these documents, images and photographs is strictly prohibited.

Copyright (C) JIHO,Inc.

株式会社 **じほう**